

令和2年度第1回
西宮市立こども未来センター運営審議会

資料集

<書面開催>

目次

【議事2】

令和元年度こども未来センター実績について	1
----------------------	---

【議事3】

令和2年度主要な事業について

1 児童発達支援センター「わかば園」	2
2 こども未来センター診療所	4
3 相談支援	7
4 学校・幼稚園・保育所等関係機関、地域との連携・支援等	8
5 あすなろ学級みらい（教育支援センター）	10

【報告】

こども未来センターにおける新型コロナウイルス感染症への 対応について	11
---------------------------------------	----

令和元年度 子ども未来センター 実績について

(対前年実績比較と分析)

関係機関等からの紹介

【令和元年度】
 地域保健課（保健所） 131件（+1）
 子育て総合センター 12件（+3）

微増、例年通りに推移

ペアレントトレーニング

【令和元年度】 延べ45人（+7）
 初級グループ 11人（+7）
 中級グループ（新規）9人（+3）
 中級グループ（継続）0（△6）
 卒業グループ 25人（+3）

中級グループ（継続）は未開催であったが、全体的に参加人数は増加傾向

ペアレント・プログラム

【令和元年度】
 参加実人数 22人（△8）
 参加延べ人数 115人（△32）

R1年度は希望者がなく山口保健福祉センターでの開催がなかったため

かおテレビ

【令和元年度】
 実施回数 49回（△11）
 延べ人数 314人（△159）

R1年度は1歳6か月児健診の日程が重なり、会場に併設するかおテレビの実施回数が減少したため

相談支援

【令和元年度】 延5,820件（△100）
 電話相談 3,567件（+29）
 来所相談 2,041件（△21）
 訪問 194件（△87）
 メール・その他 18件（△21）

学校が休業中は不登校に関する相談や来所ニーズが減少した。訪問の実績減は計上方法の変更が要因

ほっこり広場

【令和元年度】
 延べ出席人数 87人（△3）

初診待機の期間が前年度より長くなり、受け入れ人数が抑えられたためと考えられる

障害児支援利用計画（本人中心支援計画）

【令和元年度】
 新規作成 40件（+2）
 モニタリング 505件（+66）

微増、例年通りに推移

スクーリングサポート

あすなろ学級みらい
 通級者数
 【令和元年度】 36人（△9）

居場所サポーター

【令和元年度】
 派遣回数延 518回（+161）
 （校種別内訳）
 小学校 9校（+1）
 中学校 6校（同）

あすなろ学級は市内2か所になったので若干人数が減少している。居場所サポーターについては別室利用の児童生徒の人数によって複数配置した学校があるため、派遣回数が多くなっている

診療

【令和元年度】
 初診 537件（△70）
 537人（△70）
 再診 6,874件（+563）
 2,500人（+176）

開所から年数が経過し、累積受診者数増加に伴い再診数が増加し、初診の診察確保が困難になっている

リハビリテーション

【令和元年度】
 理学療法 5,500件（△547）
 378人（△17）
 作業療法 5,705件（△587）
 1,054人（+96）
 言語療法 5,674件（△56）
 1,126人（△18）
 発達検査 874件（△73）
 873人（△73）
 心理療法 180件（△65）
 32人（△9）

理学療法士、作業療法士の退職後、後任者の採用までに期間が開いたことなどによりリハビリ件数が減少

わかば園（通園療育）

【令和元年度】
 通園（児童発達支援）
 在籍者数 42人（+8）
 延べ保育日数 2,761回（△421）

外来保育（親子療育教室）
 在籍人数計 401人（△253）
 保育日数計 157日（△52）
 延べ保育日数計 930日（△462）

通園の日数減は、幼稚園、児童発達支援事業所等への移行のための途中退園の増加による。外来保育の減は、初診数の減少と児童発達支援事業所利用のため

保育所等訪問支援
 訪問件数 11件（同）

利用者の必要度に応じて訪問を実施

連携支援等

学校園支援アウトリーチ

【令和元年度】
 総派遣回数 252回（△559）
 （校種別内訳）
 保育所 10回（△17）
 幼稚園 31回（△7）
 小学校 109回（△202）
 中学校 44回（△187）
 高校 38回（△1）
 関係機関 20回（△145）

平成30年度まで子ども未来センターにSSWの配置があり、アウトリーチの件数に含まれていた。（心理士のアウトリーチの件数は231件）

令和元年度よりSSWの業務は教育委員会に移管した。その分、件数は減っている。

専門家チーム派遣

【令和元年度】
 総派遣回数 196回（+8）
 （校種別内訳）
 幼稚園 7回（△2）
 小学校 160回（+31）
 中学校 20回（△6）
 高校 0回（同）
 関係機関 9回（△15）

学校からの依頼で子供の今後の指導に生かすための発達・医学相談の件数が小学校で多い。特に小学校の先生に子供の特性に応じた支援への関心が高まっていると考えられる

セラピスト訪問

【令和元年度】
 総派遣回数 101回（+29）
 （校種別内訳）
 保育所 19回（同）
 幼稚園 8回（△2）
 小学校 56回（+23）
 その他 18回（+8）

小学校への訪問件数が増加。その他として、放課後等デイサービスや育成センターなどからも訪問依頼があった

わかば園卒園児アウトリーチ

【令和元年度】
 総派遣回数 14回（+3）
 （校種別内訳）
 幼稚園 13回（+4）
 保育所 0回（△2）
 小学校 1回（+1）

卒園児の人数及び進路により毎年の回数や訪問先が異なる

各種研修

一般向け研修

【令和元年度】
 発達障害の学習会 1回（△1）
 ライフスキル講習会 8回（同）
 市民講演会 1回（同）

3月に開催予定であった学習会は新型コロナウイルスの影響で中止のため回数減少

教員向け研修

【令和元年度】
 発達障害セミナー 2回（△2）
 身体障害セミナー 3回（同）
 特別支援教育Co. 7回（△1）
 子供支援講演会 1回（同）
 早期発見・早期支援講演会 1回（同）

・発達障害セミナー3・4回目は新型コロナウイルスの影響で中止のため回数減少
 ・特別支援教育Co研修は研修内容を見直した結果1回減となった

議事3 令和2年度 主要な事業について

1 児童発達支援センター「わかば園」(通園療育・発達支援)

【事業の概要】

2歳児(4月1日で満1歳の子供)から就学前の肢体不自由児、2・3歳児の知的・発達障害児に対して、年齢や個々の状態に合わせた集団保育、食事指導、各種相談(育児相談、栄養相談、進路相談など)その他、季節ごとの行事、近隣の保育所児との交流保育などを行う。

日々の保育場面にこども未来センター診療所のセラピストが定期的に参加し、快適な環境設定やご家族の情報などを、随時、各部門が情報共有することで、支援の充実に向けた連携を図っている。

また、子供の育ちに不安を抱える保護者の方に具体的な療育・育児の方法を身につけてもらえるよう、親子一緒に参加していただくこととしている。(親子通園)

【課題】

年々、地域の幼稚園との並行通園が増えてきており、昨年度の並行通園児は全体の3割になった。地域社会への参加・インクルージョンを進めるため、地域への移行を視野に入れ福祉的な専門性をより高めて本人の普段の生活に直結した療育を行うと共に、障害のある子供やその家族、受け入れる側の幼稚園、保育所等のスタッフへの専門的支援のためのアウトリーチ、保育所等訪問支援といったフォロー体制を充実させてきた。並行通園先の幼稚園等との連携は年々体制も整い、ここ数年の取り組みが成果を上げてきている。今後も並行通園先との連携を図ることで、地域が障害を持っている子供たちを安心して受け入れられるように支援を進めていくことが課題となる。

【令和2年度のクラス編成】

令和2年4月現在

通園対象			組	通園日				
種別	年齢	在籍人数		月	火	水	木	金
肢体不自由	2	5	ゆき	○			2学期 より	
	3	5	つき		○			○
	4	0	つき		○		○	○
	5	5	ほし		○		○	○
知的・発達	2	6	うさぎ	○		○	○	
	3	5	ばんだ	○	○	○		○
	3	5	そう	○	○	○		○

【前年度からの変更点】

- わかば園在園児数の減少（令和元年度42名→令和2年度31名）

〔分析〕・入園のための体験保育に26名の参加があり、入園の申請は24名あったが、転居、第二子の妊娠、その他の理由で辞退された方が5名あった。その他の理由の方は申請前から利用されていた児童発達支援事業所に継続利用することに決められた等、療育の場の選択が増えていると考えられる。

- 並行通園児の減少（令和元年度13名→令和2年度4名）

〔分析〕・今年度は前年度からの継続児の並行通園のみ。前年度2・3歳児の幼稚園への就園、北山学園の入園が増え、並行通園の利用が無かったためと考えられる。

- 新型コロナウイルス感染症による対応

わかば園は4月当初から5月6日まで休園した。休園期間中も保護者支援の観点から週1回以上保護者へ電話連絡する等、療育相談を継続した。

5月11日より「特別療育」として園庭による療育を再開。6月からは保育室を使用し、段階的に療育を再開しているが、3密の状態を避けるため、各クラスの登園回数や部屋割り、保育内容を工夫しながら運営している。

【令和2年度の主な事業】

（1）通園療育

- クラス編成では、肢体不自由児の4歳児に希望者がいなかったので、0人でのスタートとなる。個々の発達の状態をアセスメントし、年齢や個々の状態に合わせて集団参加が楽しめる療育を目指すとともに、保護者への支援を行う。
- 保護者支援という観点から保護者OBを招き、今後の進路に向けた勉強会を開催するなど地域の保育所、幼稚園、学校への移行を視野に入れた支援を行う。
- 北山学園との相互交流事業を実施。わかば園児が北山学園を訪問したり、職員が相互に療育交換研修を行ったりし、実際に各園の療育に参加する。

（2）親子療育教室・親子教室

通園療育を行っていない0～3歳児を対象とした親子療育教室のほか、こども未来センターの相談を受けられた後、初診までの待機期間に、発達の遅れを疑う子供と支援が必要な保護者を対象に行う親子教室「ほっこり広場」を継続して実施する。

（3）卒園児への支援

わかば園を卒園した園児の地域の所属先（幼稚園・保育所等）を訪問し、地域での集団生活の状況や困り感を確認し、必要な支援方法の提案などを行う。その上で、保護者の意向も確認しながら保育所等訪問支援事業等の活用を検討する。

【分析】

- 親子療育教室の在籍人数が減少した事

→初診児の減少に合わせ、医師からの親子療育教室への指示件数も減少したのと考えられる。

但し、センター以外の児童発達支援事業所等の充実により、センターでの診察までに療育との

繋がりが出来ていることも考えられる。

- ・初診待機の増加に合わせてほっこり広場の延べ出席人数が、増加していない事
→初診までの期間が延びることで、ほっこり広場での利用者の在籍期間が長くなり、多人数を受け入れる体制が難しいことも要因と考えられる。

2 こども未来センター診療所（診察・小児リハビリテーション等）

【事業の概要】

こども未来センター診療所は、保険医療機関として、診察や小児リハビリテーション（理学療法・作業療法・言語聴覚療法）、発達検査などを行う。

センター内の関係部門や学校・幼稚園・保育所等と連携した各種の支援などにも力を入れ、本人の日常生活の充実や向上につなげていくことを主眼としている。

【課題】

診療所では、初診待機期間の短縮という課題があり、こども未来センター開所後、医師やセラピスト等を増員し、診療体制の充実を図ってきた。しかし、診察室や各療法室の数には限りがあり、増員は困難になってきている。

西宮市医師会に協力を依頼し、地域の医療機関との連携を行うことにより、増加する発達障害の診察希望者の分散化を図っていく。

初診待機期間の支援としては、相談部門やわかば園との連携により、相談員による電話や来所での継続相談や、わかば園での「ほっこり広場」、保護者支援の「ペアレント・プログラム」などがある。

【前年度からの変更点】

・人員体制の変更

4月1日現在で医師が正規1名減、応援医師1名増。

理学療法士が会計年度任用職員A1名増。

・西宮市医師会を通じての地域の医療機関との連携開始

発達障害診療を積極的に行う『グループA』の医療機関とは、相談の時点で紹介を行う等、令和元年1月より連携を開始している。

一般小児科で、こども未来センターとの発達障害診療の連携に参加してもよいと医師会アンケートで回答があった『グループB』の医療機関との連携をこれから開始する予定である。

・ライフスキル・コミュニケーションスキル講習会の中止

発達障害児の保護者を対象に、平成30年度・令和元年度と講習会を実施したが、担当医師3名のうち1名が退職、1名が勤務形態変更により担当不可となったこと等により、開催を中

止する。

・ペアレントトレーニングの中止

応援医師が診療の一環として行っていたが、担当していた医師が体調不良により令和元年度途中に退職し、他にペアレントトレーニングを行える医師がいないため、開催中止とする。

【令和2年度の人員体制】

(各年度4月1日現在)

	平成27年度(開所年度)			令和元年度			令和2年度		
	正規	嘱託	臨時	正規	嘱託	臨時	正規	会計A	会計B
医師	3	1	5	2	5	6	1	5	7
看護師	3	2	1	2	3	2	2	3	2
理学療法士	5	1	0	4	1	0	4	2	0
作業療法士	2	1	0	3	3	0	3	3	0
言語聴覚士	3	2	0	5	4	1	5	4	1
心理療法士	1	1	0	2	1	0	2	1	0
事務	1	1	0	3	1	0	3	1	0
クレーク	0	0	0	0	0	2	0	0	2
計	18	9	6	21	18	11	20	19	12

※令和2年度より、嘱託職員が会計年度任用職員 A、臨時職員が会計年度任用職員 B に名称変更、臨時・会計 B の人数には応援医師を含む

【令和2年度的主要事業】

各事業は、換気、消毒等の新型コロナウイルス感染症対策を行いながら実施する。感染拡大状況によっては、事業の実施を中止する場合もある。

(1) 診察

18歳までの身体・知的・発達障害およびその疑いのある子供の診察を行う。診療科は、小児科、児童精神科、整形外科である。引き続き利用者への安心・安全な医療を提供していく。

(2) 小児リハビリテーション

生活動作の改善や社会的適応能力の向上、生活の質の向上などを目指し、医師の処方に基づき、各種の小児リハビリテーション（理学療法・作業療法・言語聴覚療法）を実施する。

(3) 発達検査

子供の発達状況や特性を把握するために、医師の処方に基づき、心理療法士が発達検査を行う。

(4) セラピスト訪問

診療を受けている子供が通う学校、幼稚園、保育所等関係機関へセラピストが訪問し、担当者に技術指導及び助言を行う。学校園からの依頼に基づいて随時行っている。

(5) PT・OT・ST見学

学校園等の担当者に対象児童のリハビリの様子を見学してもらい、セラピストから担当者に指導助言を行う。学校園からの依頼に基づいて随時行っている。

(6) 支援会議

主に学齢期の児童生徒に対して、医療と教育が連携し、発達に沿った支援を検討する。学校関係者とこども未来センターの医師、セラピストなどが参加する。

(7) 発達障害の学習会

家庭での具体的な困りごとに対してグループディスカッションを行い、発達障害への理解と関わり方を学習する。初診後の子供の保護者を対象とし、未就学児と就学児に分けてそれぞれ年1回開催する。

(8) 身体障害セミナー・発達障害セミナー

発達の特性や課題について理解を深め、日々の保育・教育場面に活かせる具体的な対応方法・支援方法を学ぶ。学校、幼稚園、保育所等関係機関の職員を対象とし、身体障害セミナーは3回、発達障害セミナーは4回シリーズで、それぞれ年1回開催する。

【分析】

(1) 初診待機期間の延長

診療体制の充実に取り組んできたが、令和元年度末では初診待機期間が大きく伸びた。再診件数の増加により、初診の診察枠確保が困難になっていることが主な要因である。平成30年度に初診希望者数が初診者数を大きく上回り、初診待機人数が令和元年度に持ち越された影響も大きい。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
初診希望者数	542	669	760	797	553
初診者数	359	650	789	607	537
再診者数	1,367	1,465	1,896	2,324	2,500
初診待ち	8.0か月	6.0か月	4.7か月	6.6か月	12.8か月

改善策として、相談時点で地域の連携医療機関を紹介することで、初診希望者数の減が見込まれる。また、状態が落ち着いている子供は未来センターでの診察を終了し、連携医療機関に経過診察を依頼することで、再診数の減につなげていく。

(2) リハビリ件数の減

理学療法	6,047件	→	5,500件	(△547件)
作業療法	6,292件	→	5,705件	(△587件)
言語聴覚療法	5,730件	→	5,674件	(△56件)

理学療法および作業療法は、前任のセラピストが退職後、後任の採用までに期間が開いたためリハビリ件数が減少した。言語聴覚療法は、リハビリ頻度の見直しや新任の育成等により件数が微減となった。

3 相談支援

【事業の概要】

- 18歳までの子供の心身の発達や療育・福祉サービスに関すること、不登校・情緒不安定・性格等や教育に関する事など、悩みや困ったことについて、心理療法士や、ケースワーカーが電話や面談等による相談を行う。
- 保護者支援として、保護者同士の交流の場の提供、子供の行動の理解の仕方を学び、子育ての自信をつけるペアレント・プログラム、子供の社会性発達の理解を深めてもらうための視線計測装置「かおテレビ」を実施している。
- 障害児支援利用計画の作成やモニタリングを実施している。

【課題】

- 相談内容別では、発達障害をはじめ障害や発達に関する事が最も多く、診察を希望される方も多い。診察まで待機期間が生じており、その間の支援が課題である。不登校の相談も多く、診療やアウトリーチの支援や、あすなろ学級へのスムーズなつなぎ、センター以外の関係機関との連携等、ニーズに応じた支援が求められる。
- 相談支援を実施する際に関係機関との連携が必要な場合が増えているが、支援の方向性を揃えるのが難しいことがあり、利用者にとってより良いネットワークを築く取り組みが必要である。
- 保護者の交流や、不安解消への取組が必要である。
- 障害児支援利用計画の作成において、待機者の解消を着実に進める必要がある。

【令和2年度の主な事業】

(1) 相談支援

電話および来所相談については事業を継続して実施している。新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令中は来所相談を休止、電話相談の件数も減少した。

(2) ペアレント・プログラム

子育てに難しさを感じる保護者が子供の行動の理解の仕方を学び、楽しく子育てをする自信をつけることや子育ての仲間を見つけることを目的として行う。保健福祉センター開催分は地域保健課との共催で実施する。今年度は以下の計画で実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催できていない。

- 実施日時・回数等

○こども未来センター

対象：3歳～未就学児の子供をもつ保護者 合計7回／1クール

対象：小学生の子供をもつ保護者 合計7回／1クール

○地域保健課（中央保健福祉センター）

対象：3歳～未就学児の子供をもつ保護者 合計7回／1クール

(3) 視線計測装置「かおテレビ」

引き続き、1歳6か月児健康診査に併設する会場など市内各所で実施する。

(4) 障害児支援利用計画の作成

子供が最も適切なサービスを受けられるよう計画の作成、更新を行うほか、着実に計画作成待機者の解消に取り組む。

【分析】

(1) 相談支援の実績

(電話相談) 3,538 件 → 3,567 件 (+29 件)

(来所相談) 2,062 件 → 2,041 件 (△21 件)

(訪問) 281 件 → 194 件 (△87 件)

(メール・その他) 39 件 → 18 件 (△21 件)

- ・令和元年度は3月に学校園が休業したことから、不登校に関する相談が減少した。更に新型コロナウイルス感染症の感染予防で利用者が来所を控えたことも、来所相談の件数が減った一因と考えられる。
- ・電話相談は来所相談をカバーした面もあり、増加した。
- ・訪問件数については、計上方法の見直しに伴い「関係機関」として別途分類したことが要因である。

(2) ペアレント・プログラム

- ・令和元年度は参加者が集まらなかったため、山口保健福祉センターでのペアレント・プログラムは開催しなかった。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で今年度はすべてのクールを中止した。

(3) 視線計測装置「かおテレビ」

- ・実施回数、延べ人数が減→地域保健課が実施する1歳6か月児健診に併設する会場で実施回数が減少した。3つの健診会場で健診日が重なり、視線計測装置が1台しかないため、令和元年度から実施回数が減少している。
- ・経年的に各会場での延べ人数が減少傾向であるため広報等の検討をしていたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実施回数が減少している。

4 学校・幼稚園・保育所等関係機関、地域との連携・支援等

【事業の概要】

学校からの要請はもとより定期的に学校園を訪問（アウトリーチ）し、生育環境や発達障害などが原因で集団生活に不応を起している幼児児童生徒に関する事、その他障害の状況に応じた生活改善や克服に関する事など、心理療法士・ソーシャルワーカーがその対応や支援方法について提案し、学校園支援体制に参画する。保護者や関係者・教職員等に対する様々な講座や研修等のプログラムを実施し、地域・学校園の支援力向上を図る。

地域保健課との連携を進め、引き続きこども未来センターへのつなぎの強化、早期発見、早期支援の体制を整える。

【課題】

- ・早期発見・早期支援を進めるためには、就学前の支援の強化が必要であり、今後は子供の居場所に幅広く対応することが求められている。
- ・特別支援学級担任等だけでなく、対象者を広げることで、多くの教職員に特別支援教育や発達障害について学んでもらう機会を増やす必要がある。
- ・地域保健課からの診療部門へのつなぎへの支援が必要である。

【前年度からの変更点】

- ・公立幼稚園の支援担当教諭向けの研修を実施する。(新規)
- ・私立幼稚園へアウトリーチの定期訪問を実施する。(拡充)
- ・保育所へのアウトリーチの回数制限をなくした。(拡充)
- ・地域保健課が実施する乳幼児発達相談(すくすく相談会)に新たに言語聴覚士が出務する(拡充)

【令和2年度の主な事業】

(1) アウトリーチ

公私立保育所、私立幼稚園や、留守家庭児童育成センター、児童発達支援、放課後等デイサービスへのアウトリーチの充実を図っていく。

(2) 特別支援教育に関する研修会

特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任だけでなく、そのほか特別支援に関わる教職員に幅広く対象者を広げ、計画・実施する。講師は、外部専門家等。対象は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校教職員。

(3) 保健福祉センター(地域保健課)事業への参画

- ・乳幼児発達相談(すくすく相談会)に理学療法士・心理療法士に加えて今年度から言語聴覚士が出務する。

中央保健福祉センター 12回 北口保健福祉センター 6回

- ・精神発達相談に医師が出務する。

中央保健福祉センター 9回

(4) 市民講演会や研修会の実施

新型コロナウイルス感染症の影響で今年度は例年実施していた市民講演会は中止し、地域で子供の発達に関わる職種向けの研修を縮小した。

【分析】

- ・アウトリーチの件数が減少しているが、平成30年度までこども未来センターにSSWの

配置がありアウトリーチの件数に含まれていた。平成 30 年度の心理療法士によるアウトリーチは 231 件であった。令和元年度より S S W の業務は教育委員会に移管し、心理療法士によるアウトリーチのみとなったため、その分件数は減少した。令和元年度のアウトリーチの件数は 252 件である。学校園等からのニーズはある。

- 学校からの依頼で子供の今後の指導に生かすための発達・医学相談の件数が小学校で多い。特に小学校の先生に子供の特性に応じた支援への関心が高まっていると考えられる。

5 あすなろ学級みらい（教育支援センター）

【事業の概要】

通級児童生徒一人ひとりの集団への適応力を高めることで、当該児童生徒が社会的自立を果たすことを目的としている。そのため、保護者会を開催する等、保護者や学校と綿密に連携を図っている。あすなろ学級みらいの通級日は月曜日から木曜日で、人とのふれあいを通して生きる力をはぐくむことを目標に諸活動を実施している。

【課 題】

「あすなろ学級みらい」には、多人数のクラス（30人～40人程度）になじめず、これまでの「あすなろ学級」に通級できない児童生徒や、福祉・医療の支援が必要な児童生徒もいる。そのため、一人ひとりの状況に応じた支援が必要となっている。

【前年度からの変更点】

- 名称を適応指導教室から教育支援センターに変更した。
- 昨年 10 月より「あすなろ学級」は不登校児童生徒の増加と多様化に対応するため、教育委員会所管の「あすなろ学級なるおきた」と、こども支援局（西宮市立こども未来センター）所管の「あすなろ学級みらい」の 2 か所に再編・拡充した。

【令和 2 年度の主な事業】

「あすなろ学級みらい」は、少人数制、半日制の教室をこども未来センターに常設する。5 人程度のクラスを 3 クラス程度設置し、主に自学自習と、コミュニケーションの獲得を目指すプログラムを実施する。

【分 析】

- 「あすなろ学級みらい」は若干人数が減少したが、2 つのあすなろ学級の人数を合わせると、これまでより多くの人数を受け入れている。
- こども未来センターの相談支援や診療と連携をし、通級している児童生徒のアセスメントをし、それによる支援を行っている。
- 少人数制にしたので、教室に入れない児童生徒は、ほぼいない。

報告 こども未来センターにおける新型コロナウイルス感染症への対応について

(1) 警戒期（～2/26）

1. 啓発チラシの掲出について（2/7）

センター内各所（各階掲示板、エレベーターホール、各階トイレ）に咳エチケット・手洗いに関する啓発チラシを掲出した。

2. 新型コロナウイルス感染症対策方針の配布（2/26）

情報の一元化を兼ねて全職員に対して対策方針を配布して、周知徹底を図った。

◇こども未来センターにおける新型コロナウイルス対策について(まとめ) R2.2.26現在

政府による対策基本方針		
感染経路について 感染経路は飛沫感染、接触感染であり、空気感染は起きていないと考えられる。 閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染リスクが有る。	症状について 発熱（37.5℃以上）や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多い。 なお、罹患しても軽症であったり、治癒する例も多い。	今後の対応について 発熱等の風邪症状が見られる職員への休暇取得の勧奨。 イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を再検討すべき。

↓

未来センターにおける対応方針	
今後の取組 乳幼児や障害者が利用する施設であるため、今後の感染状況や方針等を踏まえつつ、関係機関とも連携しながら、冷静かつ着実な対応を行う。	来所者(利用者)への対応 ○本人及びその家族が感染症を発症又はその疑いがある場合の対応について ○各種啓発の実施 職員の対応 ○職員の健康管理と発熱症状がある場合の対応について ○イベント等の開催について

1

R2.2.26現在

来所者(利用者)への対応	
基本方針 ・従前通り、発熱（37.5℃以上）が認められる場合には休んでもらう。 ・感染拡大の状況を踏まえ、少しでも発熱や咳等の風邪症状が見られる時は休んでもらうよう保護者に要請する。 ・可能な限り来所前には体温測定してもらおうよう啓発する。	感染者が出た場合の対応 ○利用者本人が感染した場合 直ちに庁内関係機関に連絡し、未来センターの閉鎖を含めた判断を行う。 ○利用者の家族が感染した場合 直ちに庁内関係機関に連絡し、指示を受ける。 なお、利用者本人が濃厚接触者に特定された場合、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間を目安とした登園・利用の停止を保護者に要請する。

職員の対応	
基本方針 ・直接こどもと接する立場であることを各自が認識し、発熱（37.5℃以上）や風邪症状が認められる場合は無理せず休暇取得することを推奨する。 ・休暇取得しやすい職場環境を整備する（お互い様）。 ・手洗い・咳エチケットや手指の消毒の徹底。 ・可能な限り出勤前には体温測定を行う。	感染者が出た場合の対応 ○職員本人が感染した場合 直ちに所属長に連絡し、自宅待機とする。 ○職員の家族が感染した場合 直ちに所属長に連絡し、自宅待機とする。 なお、職員本人が濃厚接触者に特定された場合、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間を目安に休暇を取得させる。

2

(2) 発生期 (2/27~4/5)

1. 職員へのマスク配布開始について (2/27)

西宮市の方針として全職員に不織布マスクが配布されることとなった。

2. こども未来センターの開所状況について (2/28)

利用者に対し情報を一元化するため、こども未来センターにおける対応状況について各階の掲示板に掲示するとともに、ホームページ及びツイッターにて広報を開始した。

①あすなる学級みらいについて

3月3日より県立・市立小中学校が休校措置となることを受け、3月3日よりあすなる学級みらいを閉鎖とした。

②その他

その他の各部門は平常通りの開所とした。

3. 不要不急な業務の停止について (3/2)

3月1日に、西宮市民が新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認された。市長より通知があり、更なる感染防止対策と一刻も早い収束に向けて、一層強化した対策を講じるため、各課の非常時優先業務の優先度を基に、不要不急の業務を停止して、新型コロナウイルス感染症拡大防止業務に注力することとされた。

4. 業務継続計画 (BCP) の発動について (3/3)

3月1日の対策本部会議において、業務継続計画 (BCP) の発動が決定された。

当面は、感染拡大の防止対策を進めるとともに、それに関連して実施された学校の全校一斉休校への対応、電話相談窓口及び留守家庭児童育成センター (学童保育) に関する業務などに注力することと、各所属長においては、各々の業務継続計画 (BCP) に従って緊急性の低い業務の中止または延期を検討し、上記の業務の他、新型コロナウイルス感染症対策業務に全庁を挙げて取組む体制を整えることとされた。

5. 玄関自動ドアの押しボタンの毎時消毒について (3/5)

新型コロナウイルス感染拡大により、不特定多数が触れる玄関の自動ドアの押しボタンについて、1時間ごとの消毒を実施することとした。

(3) 拡大期 (4/6~5/3)

1. 緊急事態宣言の発令について (4/6)

新型コロナウイルス感染の拡大を受け、4月6日より全国に『緊急事態宣言』が発令された。

2. 緊急事態宣言の発令下における対応について (4/8)

緊急事態宣言の趣旨に鑑み、市民及び職員の生命・健康を守るため必要な措置を講ずることとし、社会生活維持に必要な範囲を除く外出自粛要請があることを踏まえ、未来センターへの通所がその趣旨に該当するかどうかという観点で事業継続を判断した。

3. こども未来センターの開所状況について (4/8)

①わかば園

5月6日までわかば園は閉園。親子療育教室及び保育所等訪問支援については中止
但し、わかば園の保護者支援については様々なツールを用いて休園中も継続

②診察・リハビリ

診察のみ継続し、各種リハビリ、発達検査・心理療法、支援会議、一時預かりについて
5月6日まで中止

③相談支援 原則電話相談のみ

④計画相談

本人中心支援会議・自宅訪問は中止

→学校・福祉事業者・保護者・本人・相談員での本人中心支援会議・自宅訪問は原則中止。電話での聞き取りにて計画書を作成。

⑤学校園支援チーム

- ・アウトリーチは定期訪問を含めて中止
- ・専門家チームも中止

⑥保護者支援

- ・ペアレント・プログラムは第1クールの開催中止
- ・かおテレビは当面開催中止

⑦あすなる学級みらい 学校休校に伴い、5月6日まで閉級

⑧貸し館業務 5月6日まで中止 (既存の予約はキャンセル)

⑨施設管理

- ・玄関自動ドアの消毒に加え、エレベータースイッチや共有スペース等の不特定多数が触れる箇所についても可能な限り消毒を実施
- ・1階サロンの閉鎖 (授乳室のみ使用可能)
- ・各部屋の定期換気を実施
- ・トイレのハンドドライヤー使用停止

4. 在宅勤務・時差勤務の推進について（4/13）

副市長より、各課において積極的に在宅勤務・時差勤務を推進するよう通達があった。

①在宅勤務の推進

各課において、出勤率を概ね50%以下とすることを目標に班編成等により積極的に在宅勤務を推進した。

②時差勤務の推進

職員の通勤時の混雑や職員同士の勤務時間の重複を避けるため、積極的に時差勤務を活用した。また、昼食時の混雑を避けるため、休憩時間の時差取得を実施するとともに、4階会議室を昼食時に開放し、密を避けるよう配慮した。

(4) 沈静期 (5/4~5/20)

1. 緊急事態宣言の延長について (5/4)

4月6日より発令されていた『緊急事態宣言』について、5月末まで延長されることとなった。

2. こども未来センターの開所状況について (5/8)

緊急事態宣言の延長を受け、保護者支援の観点等により一部再開した事業もある。

①わかば園

5月11日(月)より特別療育として一部再開
クラスごとに週1回ずつ園庭での療育等を実施
保護者への療育相談は継続
登園方法は自力通園を依頼(通園タクシーは使用しない)
親子療育教室、保育所等訪問支援は中止を延長

②診察・リハビリ

診察は継続
発達検査は5月7日より再開
リハビリは5月31日まで中止を延長
支援会議も当面は中止。一時預かりは一部再開

③相談支援 原則電話相談とし、急を要する場合のみ来所相談

④計画相談

本人中心支援会議・自宅訪問の中止を延長
→学校・福祉事業者・保護者・本人・相談員での本人中心支援会議・自宅訪問は原則中止。電話での聞き取りにて計画書を作成。

⑤学校園支援チーム

- ・アウトリーチは定期訪問を含めて中止を延長
- ・専門家チームは中止を延長

⑥保護者支援

- ・かおテレビは当面開催中止

⑦あすなろ学級みらい 学校休校延長に伴い、5月31日まで閉級を延長

⑧貸し館業務 5月31日まで中止を延長

3. 職員がPCR検査を受検した場合の行動要領 (5/8)

施設の運営の継続のため、可能な限り施設を閉鎖せずに対応できるよう、職員がPCR検査を受検した段階で施設消毒等の事前対応を行うことを原則とし、職員がPCR検査を受検することとなった際の行動要領について改めてマニュアル化し、全体に周知した。

(5) 小康期 (5/21～)

1. 緊急事態宣言の解除について (5/21)

4月6日より発令された『緊急事態宣言』は兵庫県において5月21日に解除された。

2. こども未来センターの開所状況について (5/26)

緊急事態宣言の解除を受け、各事業について段階的に再開していくこととなった。

①わかば園

6月1日より特別療育を段階的に内容変更して継続

保護者への療育相談は継続

登園は通園タクシーの使用を再開

保育所等訪問支援事業は再開、親子療育教室は状況を見ながら順次開始

②診察・リハビリ

診察（初診・再診）、整形・装具診は継続

発達検査は5月7日より再開済

リハビリは6月1日から再開

支援会議は6月に再開

一時預かりは一部再開済、6月1日から全面再開

③相談支援

電話相談は継続、来所相談は6月より再開

④計画相談

本人中心支援会議・自宅訪問の中止を延長

→学校・福祉事業者・保護者・本人・相談員での本人中心支援会議・自宅訪問は原則中止。

電話での聞き取りにて計画書を作成。

⑤学校園支援チーム

・アウトリーチは6月より再開

・専門家チームは6月より再開

⑥保護者支援 かもテレビは6月から順次再開予定

⑦あすなろ学級みらい 学校再開に伴い、6月1日より開級

⑧貸し館業務 少人数に限り、6月1日より再開

⑨施設管理

・玄関自動ドアの消毒に加え、エレベータースイッチや共有スペース等の不特定多数が触れる箇所の消毒を継続。

・受付及び待合におけるソーシャルディスタンスの確保の啓発

・各階受付に飛沫防止シートの設置

・1階サロンについて6月1日より利用再開（飲食可能）

3. こども未来センターにおける感染予防ルールについて（5/26）

段階的に開所を進めて行くにあたって、施設利用者も増えてくることが予想されることから、来所人数の制限や検温の実施、ソーシャルディスタンスの確保等、感染予防についてルール化した。

こども未来センターにおける新型コロナウイルス感染予防ルール

こども未来センターは乳幼児や障害がある方も利用される施設です。こども未来センター内における感染を予防するためにも、ご利用される皆様は以下の点にご協力をお願いします。

（1）必要最小限の人数での来所

利用者及び職員の感染リスクの低減及び3密状態の回避のため、こども未来センターに来所される場合は必要最小限の人数での来所にご協力をお願いします。

（2）検温の実施

○家庭における検温について

未来センターを利用される方は必ず事前に各家庭において検温を実施してください。来所予定日から2日前までの間で同居家族を含めて発熱症状及び風邪症状が見られる場合には利用を自粛してください。

○非接触型体温計による計測の実施

未来センター各部門において、利用の前に非接触型体温計による検温を実施いたしますのでご協力をお願いします。なお、計測時に37.5℃以上の発熱がみられる場合には利用をご遠慮いただきますのであらかじめご了承ください。

（3）消毒・手洗いのお願い

○入館時における消毒の実施

未来センター1階に消毒液を設置していますので、ご利用される方はお子様も含めて必ず消毒をお願いします。

○各部門における消毒・手洗いの実施

未来センター各部門においても、利用の前に消毒・手洗いを再度お願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

（4）マスクの着用について

未来センターをご利用される方はマスクの着用をお願いします。

（5）ソーシャルディスタンスについて

○受付窓口

各階の受付窓口においてソーシャルディスタンスの確保（2m以上）にご協力をお願いいたします。特に2階受付窓口が混雑している場合にはご不便をおかけする場合がありますが、ご協力をお願いします。

○待合部分等

診察・リハビリ部門や相談部門等の各階待合部分においてもソーシャルディスタンスの確保（2m以上）にご協力をお願いします。また、距離確保のため、座席等を間引きしている場合がありますので譲り合ってください等のご協力をお願いします。

（6）新型コロナウイルス感染及び濃厚接触について

未来センター利用者及び同居家族が新型コロナウイルスに感染又は濃厚接触者に認定された場合には、当該感染又は濃厚接触日より2週間の期間について利用を自粛してください。


ご不便をおかけいたしますが、皆様が安心して来所して頂けるよう何卒ご協力をお願いします。

こども未来センター長

(6) 第2波に向けて

1. 「新しい生活様式」の取り組みの継続について

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、「新しい生活様式」として、一人ひとりが感染防止への取り組みを継続する。




新型コロナウイルス感染症予防対策
新しい生活様式のポイント

あなたと大切な人の健康を守るために、
感染防止対策に取り組んでいきましょう。


感染防止の基本




① 3密「密集」「密接」「密閉」を避けましょう




④ 手洗いは帰宅後すぐに、30秒以上かけて水と石鹸で丁寧に



② 人との距離はできるだけ2m離れよう



⑤ 電気のスイッチなどよく触る場所は消毒を



③ マスクは症状がなくても着用を(※)
※2歳未満のマスク着用は、呼吸がしづらく呼吸や心臓への負担となることなどあり、不要とされています。(日本小児科医会HPより)



⑥ こまめな換気を

生活の中での工夫

買い物では
通販や電子決済の利用
買い物は一人または少人数ですいた時間に

食事では
テイクアウトやデリバリーの利用
対面ではなく横並びで座る

交通機関では
会話は控えめに
混んでいる時間はさけて

娯楽・スポーツでは
遊びに行くなら屋内より屋外を
帰省や旅行は控えめに

職場では
会議はオンラインで

発熱や咳など風邪の症状がある場合は、かかりつけ医や新型コロナウイルス感染症医療相談ダイヤル(0798-26-2240)に相談してください。

- 毎朝の体温測定、健康チェックを行い、発熱、または風邪の症状がある場合は、無理せず自宅で療養しましょう。
- 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にしましょう。

作成：西宮市保健所 保健予防課

2. 職員がPCR検査を受検した場合の行動要領の修正 (7/20)

職員がPCR検査を受検することとなった際の行動要領について一部修正し、利用者への対応等について追記するとともに、施設内で業務にあたる委託業者（清掃・受付会計・一時預かり等）に新型コロナウイルス感染症が発生した場合も、感染が発覚した後に消毒等を実施すると、完了するまで施設を閉鎖せざるを得ず、その間は行政サービスが停滞するため、委託業者に対して行動要領に準じた対応ができるように周知徹底を図ることとした。